



守口市

<市広報 平成 29 年 12 月号>

消費生活センターくらしナビ

「不用品を買い取ります」

訪問購入トラブルにご注意を

事例

不用品はありませんか。なんでも買い取ります。」と電話があったので、来てもらった。用意していた靴やお皿などを見せたが、これだけでは買い取れないと言われ、「貴金属はないか。」と聞いてきた。仕方なく指輪やネックレスなどを数点見せた。「売ってほしい」と言われ、断り切れず、指輪3点、ネックレス1点を7千円で売却してしまった。取り戻すことはできないか。



解説

「不用品を買い取る」などと電話で勧誘され、家に来てもらったところ貴金属の売却を強く求められたという相談が寄せられています。

訪問購入は特定商取引法で、業者が突然自宅を訪問して買い取りの勧誘を行うことは禁止されています。

また、事前に連絡をしてきた業者であっても、当初の話とは別の商品の買い取りを勧誘することは禁止されています。勧誘に先立って、業者名や買い取る商品を明示しない業者との契約は避さけましょう。

契約の際、事業者は消費者に対して、契約内容について記載した書面を交付する義務があります。書面に商品の特徴や数などが正確に記載されているか、しっかりと確認しましょう。解約や返還を求める際の商品の特定にも必要となります。書面を交付しない業者、不十分な書面を交付する業者とは契約しないようにしましょう。

売却してしまったが返してほしいという場合は、クーリング・オフ制度により、書面を受け取ってから8日間は、無条件で契約を解除することができます。ただし、本やCD、家具などクーリング・オフが適用されない商品もあるので注意しましょう。

また、クーリング・オフ期間中は、商品の引き渡しを拒むことができます。売却に迷いがある場合などは、契約後すぐに商品を引き渡すのではなく、8日間商品を手元に置いて、冷静に考える時間を持ちましょう。

何よりもまず、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。

トラブルになった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時30分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）